

道南ロイヤル病院 (介護予防) 訪問リハビリテーション 重要事項説明書

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

事業所名	道南ロイヤル病院 (介護予防) 訪問リハビリテーション
所在地	〒049-4501 北海道久遠郡せたな町北檜山区北檜山322-4
電話番号	0137-84-5011 (代表)
FAX番号	0137-84-6911
管理者	松井 郁一
開設年月日	平成18年9月1日
事業所番号	0111710364

(2) 訪問リハビリテーションの目的と運営方針

道南ロイヤル病院 訪問リハビリテーションは、介護保険法の定めるところにより、主治の医師の指示に基づき理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が要支援者及び、要介護者の居宅に訪問して実施する身体機能訓練、療養生活の指導、療養環境（家庭環境）の調整等の訪問リハビリテーションを提供することで、利用者のご家庭における療養生活の質を高め、心身の機能の維持・回復を支援することを目的とします。

また、同時に医療保険法及び、老人保健法に基づき在宅における老人及び難病患者等の家庭における療養生活の質を高め、心身の機能の維持・回復を支援することを目的とします。

(3) 運営の方針

- 道南ロイヤル病院 訪問リハビリテーションは、寝たきりや認知症の予防に努めるため、コミュニケーションを大切にし「心のケア」を実践しています。
- 道南ロイヤル病院 訪問リハビリテーションは、利用者の心身の状況を踏まえ、日常生活活動（ADL）の維持回復を図ると共に、生活の質（QOL）の向上を重視した在宅療養生活が継続できるように支援します。
- 道南ロイヤル病院 訪問リハビリテーションは、利用者の「居宅サービス計画」に基づき、訪問リハビリテーションサービス計画を作成し、利用者の最適な訪問リハビリテーションサービスの提供に努めます。
- 訪問リハビリテーションサービスの実施に当たっては居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて利用者個々の心身の状況、おかれている環境、その他保健医療または福祉サービスの利用状況等の把握に努めます。

(4) 施設の職員体制

	常 勤	非常勤	業 務 内 容
管理者 (理学療法士)	1名		管理業務
理学療法士	1名以上		理学療法及びリハビリテーション業務
作業療法士			作業療法及びリハビリテーション業務
言語聴覚士	0名		言語聴覚療法及びリハビリテーション業務
相談担当者	1名以上		相談・苦情対応業務

(5) 営業日及び営業時間

当事業所では、下記の時間が訪問リハビリテーションの通常の業務時間となっております。

営業日 月曜日～金曜日

休業日 土曜日・日曜日・年末年始休暇（12月31日～1月3日）

営業時間 午前 8：30～17：30

2. 訪問リハビリテーションの概要

訪問リハビリテーションは、理学療法士・作業療法士および言語聴覚士が医師の指示に基づき、要介護者・要支援者のお宅に訪問して訪問リハビリテーションサービスを提供し、利用者が心身の機能の回復を図り、可能な限り自立した生活を送ることが出来るよう支援致します。

このサービスを提供するにあたり、利用者に係わる介護支援専門員、医師、訪問看護、訪問介護、その他専門職等のサービス従事者の協議によって、訪問リハビリテーションサービス計画を作成します。ご利用者・ご家族様に訪問リハビリサービス計画の説明・同意を頂いた上で、サービスを行います。

令和7年11月1日 改定

3. サービスの内容

- (1) 医師の指示に基づく健康状態の観察、バイタルサインの測定
- (2) 理学療法士、作業療法士および言語聴覚士によるリハビリテーション
 - ①身体機能面に関すること
 - ②日常生活動作（移動、食事動作、歯磨き、排泄、入浴他）に関すること
 - ③趣味・余暇活動等の生きがいに繋がること
 - ④言語機能やコミュニケーションに関すること
 - ⑤食べること（飲み込み）に関すること
 - ⑥居住スペースや療養環境の整備に関すること
- (3) 利用者ご家族に対する、介護のアドバイス

※体調不良時には（1）を重点的に行う等、状況に合わせて必要な対応させて頂きます。

※各々のサービス内容やその詳細につきましては、担当者までお気軽にお尋ねください。

4. 協力医療機関等

当事業所では、下記の医療機関に協力いただき、利用者の状況が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

名称	医療法人財団明理会 道南ロイヤル病院
住所	久遠郡せたな町北檜山区北檜山322-4
電話番号	0137-84-5011

5. 入院時・一時的な利用中止の際の対応について

入院などで長期的な利用中止となった場合、原則として1ヶ月以上の期間が見込まれた場合、利用枠を使用させていただく場合があります。

6. 利用料及びその他の費用

- (1) 訪問リハビリテーション ・・・別紙参照のこと
- (2) 介護予防訪問リハビリテーション ・・・別紙参照のこと

7. サービス利用に当たっての留意事項

- (1) ご利用のお申し込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。
- (2) 体調不良、もしくは何らかの事象により利用をキャンセルされる際は利用日当日8:30まで事業所にご連絡下さい。
- (3) 契約の更新、終結について
 - イ、利用者が介護認定区分において要支援1・要支援2に該当されかつ、介護予防支援サービス計画書において当事業所に位置付けられた場合、契約は自動更新するものとします。
 - ロ、利用者が介護認定区分において要介護状態に該当されかつ、居宅介護支援サービス計画書において当事業所に位置付けられた場合、契約は自動更新するものとします。
 - ハ、利用者が介護認定区分において自立に該当された場合は契約は自動終結するものとします。

8. 要望及び苦情等の相談

訪問リハビリテーションに対する要望及び苦情の相談窓口として以下の者が担当します。

道南ロイヤル病院 リハビリテーション科 課長 中西 俊二

【電話：0137-84-5011（内線779）】

9. 緊急時の対応

サービス提供中に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに利用者及び利用者の家族へ連絡するとともに、道南ロイヤル病院及びかかりつけ医療機関、又は主治医に連絡をとる等必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供にあたって事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族へ連絡するとともに、関係市町村、道南ロイヤル病院及び係りつけ医療機関、又は主治医に連絡をとる等必要な措置を講じます。

令和7年11月1日 改定

1 1. 虐待の防止

利用者に対する虐待を早期に発見し、迅速かつ適切な対応を図るための措置を講じています。

1 2. サービスの利用にあたっての禁止行為について

当事業所は、利用者又はご家族から従業員に対する以下の行為が明らかとなった場合には、利用契約を終了することがあります。

- ① 従業員に対して行う暴言・暴力、いやがらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- ② パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- ③ 従業員の身体及び財物の損傷、又は破壊する行為。

1 3. その他

当施設の詳細についてはパンフレットを用意しておりますので、ご請求下さい。